

---

大田原市  
新型インフルエンザ等対策行動計画  
(素案)

令和〇(202〇)年〇月改定

# 目 次

第1部 大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 新型インフルエンザ等対策の目的	3
第3章 大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過	5
第1節 大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過	5
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえた対応	5
第4章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	7
第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第2節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	12
第4節 対策推進のための役割分担	16
第5章 新型インフルエンザ等対策の基本項目と横断的視点	20
第1節 市行動計画における対策項目等	20
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	20
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	22
第1章 実施体制	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	32
第3節 対応期	35
第3章 まん延防止	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	41
第3節 対応期	42
第4章 ワクチン	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	47
第3節 対応期	48
第5章 保健	51
第1節 準備期～初動期	51

---

第2節 対応期	53
第6章 物資	55
第1節 準備期～初動期	55
第2節 対応期	56
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	57
第1節 準備期	57
第2節 初動期	60
第3節 対応期	61
大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画 用語集	64

---

**第1部**  
**大田原市新型インフルエンザ等対策**  
**行動計画の概要**

## 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ<sup>※</sup>は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス<sup>※</sup>とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミック<sup>※</sup>となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症<sup>※</sup>である新感染症についても、その感染性<sup>※</sup>の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性<sup>※</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関<sup>※</sup>、事業者等の責務、新型インフルエンザ等<sup>※</sup>の発生時における措置、まん延防止等重点措置<sup>※</sup>、緊急事態措置<sup>※</sup>等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等<sup>1</sup>は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症<sup>2</sup>
- ② 指定感染症<sup>3</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症<sup>4</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

---

※ 用語集参照

1 特措法第2条第1号

2 感染症法第6条第7項

3 感染症法第6条第8項

4 感染症法第6条第9項

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

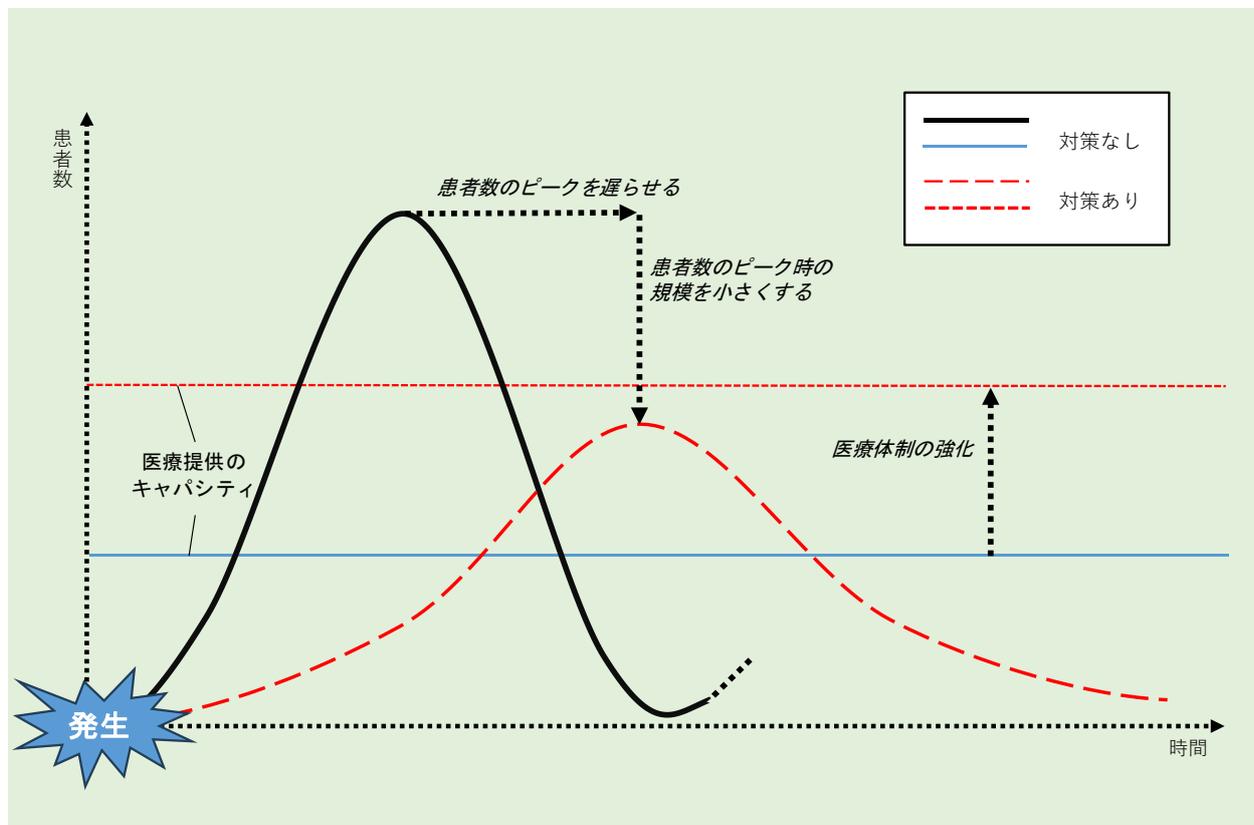
新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者<sup>※</sup>の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を大田原市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある<sup>5</sup>。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制への整備等のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
  
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
  - ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
  - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

---

5 特措法第1条

市行動計画に基づく対策のイメージ（栃木県新型インフルエンザ等行動計画から引用）



## 第3章 大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過

### 第1節 大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過

国は、特措法の制定以前から、病原性の高い新型インフルエンザの発生に備えた迅速かつ確実な対策を講じるため、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を平成17(2005)年12月に定め、栃木県（以下「県」という。）でも同年12月16日に「栃木県新型インフルエンザ対策行動計画」を定めた。

大田原市（以下「市」という。）では、新型インフルエンザの脅威から市民の健康を守り、安全・安心を確保する必要があることから、県の行動計画と整合性を保ちつつ独自に「大田原市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成19(2007)年6月に策定し、平成20(2008)年9月に改定を行い、対策を推進してきた。

平成24(2012)年5月に特措法が制定されたのに伴い、平成25(2013)年3月には、「大田原市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定した。

また、特措法で行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高める新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、市では県が平成25(2013)年11月に作成した「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を踏まえて、特措法第8条に基づき、「大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を平成26(2014)年3月（平成31(2019)年4月改訂）に作成した。

市行動計画においては、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施すべき対策等を示した。

### 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえた対応

令和2(2020)年1月16日に国内1例目の新型コロナウイルス感染患者が報告され3年超に渡って、特措法に基づき新型コロナ対策が行われた。国は、令和5(2023)年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議において新型コロナ対策を振り返り、課題を整理した<sup>6</sup>ところ、

- ・ 平時の備え不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

6 推進会議において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機<sup>\*</sup>対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要がある。

これらの目標を実現できるよう、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下、「政府行動計画」という。)が令和6(2024)年7月2日に全面改定され、県においても県行動計画が令和7(2025)年3月に全面改定されたことを踏まえ、市行動計画を全面改定し、所要の取組を実施していくものである。

## 第4章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>7</sup>等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

#### 1. 対応時期の考え方

- (1) 発生前の段階（準備期）では、地域における医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 国内及び県内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- (3) 国内及び県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、感染リスクのある者の外出自粛、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

<sup>7</sup> 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は低抗性）をいう。

- (4) 国内及び県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- (5) その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- (6) 最終的には、流行状況が収束<sup>8</sup>し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

## 2. 対策の基本的考え方

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ<sup>\*</sup>等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症<sup>\*</sup>等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

<sup>8</sup> 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

【参考】新型インフルエンザ等の定義（特措法第2条第1項）

【法令による定義】

**新型インフルエンザ等** 感染症法第6条第7項に規定する**新型インフルエンザ等感染症**（第6条第2項第2号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第6条第8項に規定する**指定感染症**（第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する**新感染症**（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

区 分	説 明
新型インフルエンザ等感染症	<p>新型・再興型インフルエンザ、新型・再興型コロナウイルス感染症（当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの）</p> <p>新型：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ等であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの</p> <p>再興型：かつて世界的規模で流行したインフルエンザ等であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの</p>
指定感染症	<p>既知の感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）で、全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの</p>
新感染症	<p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの</p>

第2節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1. 有事<sup>\*</sup>のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、

ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

## 2. 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、1. 有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

## 時期ごとの対応の大きな流れのイメージ

対応時期	時期の説明	対応方針	
準備期（平時）	新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	地域の医療提供体制の整備や市民に対する啓発等、発生に備えた事前準備	
初動期（A）	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針 <sup>※</sup> が定められ、これが実行されるまでの間	感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保し、感染症の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応	
対応期	（B）	封じ込めを念頭に対応する時期（政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階で、病原体の性状について限られた知見しか得られていない時期）	諸外国における感染動向等にも考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応
	（C-1）	病原体の性状等に応じて対応する時期（感染が拡大し、感染の封じ込めが困難となる時期）	病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制
	（C-2）	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まる時期）	対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替え
	（D）	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（ワクチン等による免疫の獲得、病原体の変異による病原性や感染性等の低下等により当該感染症への対応力が一定水準を上回ることとなる時期）	特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の（C-1）「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の（C-2）「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の（D）「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えること

も想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこども<sup>9</sup>や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

### 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### 1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

##### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

##### (2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

##### (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練への参加等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

9 本行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

(4) 検査体制、リスクコミュニケーション<sup>\*</sup>等の備え

感染症法や医療法（昭和23年法律第205号）等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と地方公共団体との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2. 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。なお、対策の切替えの判断指標や考慮要素については、国及び県の定めに基づいて対応していく。

(3) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

#### (4) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3. 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>10</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### 4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

<sup>10</sup> 特措法第5条

#### 5. 関係機関相互の連携協力の確保

大田原市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部<sup>11</sup>」という。）は、栃木県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部<sup>12</sup>」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する<sup>13</sup>。

#### 6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、県等が検討する感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

#### 7. 感染症危機下の災害対応

市は、県による感染症危機下の災害対応についての想定により、避難所の確保や避難所の運営における感染対策の検討・準備を進める。市は、県と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市と県は協力し、発生地域における被災状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、自宅療養者等への情報共有、避難の支援、避難所における感染対策の強化等を速やかに行う。

#### 8. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 9. マニュアルの作成

新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）や具体的な対策の運用手順等については、必要に応じて、「大田原市新型インフルエンザ等対策マニュアル」（以下「市対策マニュアル」という。）等で示すものとする。

11 特措法第34条

12 特措法第22条

13 特措法第36条第2項

## 第4節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は感染が拡大しやすく、社会的影響も大きい。適時適切に対応するためには、国、県、市、指定(地方)公共機関による対策だけでなく、医療機関や事業所、市民を含め、対策に関わる各主体が十分に理解し、行動することが不可欠である。

### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>14</sup>。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>15</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>16</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>17</sup>(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>18</sup>の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

14 特措法第3条第1項

15 特措法第3条第2項

16 特措法第3条第3項

17 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)に基づき開催。

18 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催。

## 2. 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>19</sup>。

### 2-1. 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められる。

このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定<sup>\*</sup>を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定<sup>\*</sup>を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

また、市町が行う個別の埋火葬に係る対応等について広域的な視点から支援・調整を実施するとともに、市町と連携して、感染症危機下での災害発生時において自宅療養者等の避難の支援等を行う。

こうした取組においては、県は、保健所設置市である宇都宮市や感染症指定医療機関<sup>\*</sup>等で構成される栃木県感染症対策連携協議会等<sup>20</sup>を通じ、関係団体・機関と連携し、予防計画<sup>\*</sup>や医療計画<sup>\*</sup>等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

### 2-2. 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等<sup>\*</sup>の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備、個別の埋火葬対応及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携が必要となる。また、県と連携して、災害時の感染症対策を行う。

<sup>19</sup> 特措法第3条第4項

<sup>20</sup> 感染症法第10条の2

### 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具<sup>\*</sup>をはじめとした必要となる感染症対策物資<sup>\*</sup>等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画<sup>\*</sup>の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### 4. 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務計画の作成や体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき<sup>21</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### 5. 登録事業者<sup>\*</sup>の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>22</sup>。

### 6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>23</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

21 特措法第3条第5項

22 特措法第4条第3項

23 特措法第4条第1項及び第2項

## 7. 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>24</sup>。

---

24 特措法第4条第1項

## 第5章 新型インフルエンザ等対策の基本項目と横断的視点

### 第1節 市行動計画における対策項目等

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、「実施体制」、「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」、「まん延防止」、「ワクチン」、「保健」、「物資」、「市民生活及び地域経済の安定の確保」の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

この7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、市は、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行う。

なお、政府行動計画及び県行動計画では、13項目を主な対策項目として記載されているが、「情報収集・分析」、「サーベイランス<sup>\*</sup>」、「水際対策」、「医療」、「治療薬・治療法」、「検査」の6項目については、主として国・県が実施するため、市においては県からの要請に適宜適切に協力し、新型インフルエンザ等対策の推進を図る。

### 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の1から3までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

#### 1. 人材育成

市は、国や県等が実施する研修を活用し、感染症に関する総合的な知識や能力を持った感染症対策の中核となる人材の確保及び育成を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、日頃からの連携を図る。

新型コロナウイルス感染症対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備え

ることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、人材育成を進めることにも取り組む。

## 2. 国と県、市との連携

国、県、市との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、市は、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等の発生時に国や県等から提供・共有される情報について、市は、市民、事業者、関係機関等に対して、適切にかつできる限り分かりやすい形で情報提供・共有を行う。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における対策の立案及び実施に当たって、県との対話の場では、対策の現場を担う立場から意見を出すことなどを行う。

## 3. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

DX推進の取組として、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤の整備がなされた場合、積極的に活用を検討していく。

こうした情報収集等から得られた情報を市民等に共有するに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

---

## 第2部

### 新型インフルエンザ等対策 の各対策項目の考え方及び取組

## 第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図るとともに、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 第1節 準備期（平時）

#### 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係団体・機関等との連携を強化する。

#### 所要の対応

##### 1-1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

(1) 市は、市行動計画及び市対策マニュアルを作成し、必要に応じて、変更する。市行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、大田原市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>25</sup>。

（健康政策課）

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施する体制を検討する。また、必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて、変更する。市の業務継続

<sup>25</sup> 特措法第8条第7項及び第8項

計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮する。

(総務課、健康政策課、全庁)

(3) 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例等で定める<sup>26</sup>。

(健康政策課)

(4) 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、各部局との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

(全庁)

(5) 市は、県が実施する研修会等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の育成等を行う。

(健康政策課、関係部局)

### 1-2. 実践的な訓練の実施

市、県、医療機関及び指定(地方)公共機関は相互に連携し、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、必要に応じて、対応体制を見直し・改善する。

(健康政策課、全庁)

### 1-3. 関係機関の連携の強化

(1) 市、県及び指定(地方)公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

(健康政策課、全庁)

(2) 市は、県や指定(地方)公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

(健康政策課、全庁)

(3) 市は、特定新型インフルエンザ等対策<sup>\*</sup>(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

(総務課、健康政策課)

(4) 市は、県から感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から総合調整があった場合<sup>27</sup>にはこれに従い、着実な準備を進める。

(健康政策課)

<sup>26</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第26条

<sup>27</sup> 感染症法第63条の3第1項

## 第2節 初動期

### 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて大田原市新型インフルエンザ等対策会議や市対策本部会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を整備し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 所要の対応

#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 国が政府対策本部を設置した場合<sup>28</sup>や県が県対策本部を設置した場合<sup>29</sup>、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(健康政策課)

(2) 市は、県と連携し、必要に応じて、第1節（準備期）1-1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(全庁)

#### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際に国や県が実施する財政支援<sup>30</sup>内容を踏まえつつ、市における機動的かつ効果的な対策について検討し、準備を行う。対策に要する経費については、総務大臣に指定された際には必要に応じて、地方債を発行する<sup>31</sup>等の予算措置を講じることも検討する。

(財政課、関係部局)

28 特措法第15条

29 特措法第22条第1項

30 特措法第69条の2第1項、第70条第1項及び第2項

31 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能（特措法施行令第23条の5）。

## 第3節 対応期

### 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国、県、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### 所要の対応

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### (1) 対策の実施体制

- ① 市は、県と連携し収集した地域の感染状況や県の基本的対処方針を踏まえて、地域に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策グループ（役割、担当等は市対策マニュアルで記載する。）を編成し全庁的な対応を進める。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。

（全庁）

##### (2) 県による総合調整

市は、県が新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行った<sup>32</sup>ときは、それに従い新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。

（健康政策課）

##### (3) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する<sup>33</sup>。

32 特措法第24条第1項

33 特措法第26条の2第1項

- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める<sup>34</sup>。

(総務課、関係部局)

(4) 必要な財政上の措置

市は、国や県からの新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対する財政支援を有効に活用するとともに、総務大臣に指定された際には必要に応じて地方債を発行する等の予算措置を講じるなど、必要な対策を実施する。

(財政課、関係部局)

3-2. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

(1) まん延防止等重点措置

市は、県がまん延防止等重点措置として、必要な措置を講じる要請又は命令を行った場合は、指示に従い対策を実施する。

(健康政策課、関係部局)

(2) 緊急事態宣言<sup>\*</sup>の手続

市は、市の区域において緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する<sup>35</sup>。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>36</sup>。

(健康政策課、関係部局)

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(1) 状況に応じた対策及び体制の縮小

市は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度や感染状況、国及び県の方針等を踏まえ、その対策や体制を縮小する。

(健康政策課、関係部局)

(2) 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>37</sup>。

(健康政策課、関係部局)

34 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

35 特措法第34条第1項。なお、特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

36 特措法第36条第1項

37 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション※を行い、市民等、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

### 第1節 準備期（平時）

#### 目的

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>38</sup>を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

#### 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

###### (1) 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国や県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、「よいちメール」やLINE等のSNS、「広報おおたわら」、「市ホームページ」等の各種媒体を利用し、可能な限り多

38 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う<sup>39</sup>。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすい保育施設や学校、職場等や、重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがある高齢者施設等に対して、市は、全庁を挙げて、県等と連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

(情報政策課、保健福祉部、教育委員会、全庁)

## (2) 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別、ハラスメント等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する<sup>40</sup>。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

(政策推進課、情報政策課、健康政策課)

## (3) 偽・誤情報に関する対応

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>41</sup>の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等を踏まえ、市は、国及び県が実施する対応を参考にしながら、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等については、国及び県の対応を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

(情報政策課、健康政策課)

39 特措法第13条第1項

40 特措法第13条第2項

41 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

## 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

### (1) 関係機関等との情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(健康政策課、全庁)

### (2) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(情報政策課、保健福祉部、教育委員会)

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、関係機関との情報提供・共有を円滑に行うための体制を整備する。また、必要に応じて、県や他の市町等との情報共有に係る連携に向けて協議を行う。

③ 市は、国又は県等が定めた感染症の発生状況等に関する公表基準に従い、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う体制を整備する。

(情報政策課、健康政策課)

### (3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、新型インフルエンザ等相談窓口等の設置の準備を進める。

③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。

(情報政策課、健康政策課、関係部局)

(4) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察<sup>\*</sup>及び生活支援に関して必要な情報提供・共有を行う手順を確認する<sup>42</sup>。

(健康政策課)

---

42 感染症法第44条の3第9項

## 第2節 初動期

### 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 所要の対応

市は、県等から情報提供・共有される新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、市民等に対し、対策の決定プロセスや理由等も含めて、以下のとおり情報提供・共有する。

#### 2-1. 市における情報提供・共有

市は、地域の実情を踏まえた説明が求められることから、国及び県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有を行う。

(情報政策課、健康政策課)

#### 2-2. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、こども、日本語能力が十

分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(情報政策課、保健福祉部、教育委員会)

(2) 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係機関との情報提供・共有を円滑に行う。また、必要に応じて、県や他の市町等との情報共有可能な体制を構築する。

(3) 市は、国又は県等が定めた感染症の発生状況等に関する公表基準に従い、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

(情報政策課、健康政策課)

### 2-3. 双方向のコミュニケーションの実施

(1) 市は、相談窓口等を設置する。相談窓口等に寄せられた質問事項等については、国や県等と共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

(2) 市は、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(情報政策課、健康政策課、関係部局)

### 2-4. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別、ハラスメント等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等や国及び県の発信する情報を踏まえつつ、市民に対し適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(政策推進課、情報政策課、健康政策課)

2-5. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関して必要な情報提供・共有を行う。

(健康政策課)

### 第3節 対応期

#### 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 所要の対応

市は、国及び県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められることから、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを以下のとおり行う。

#### 3-1. 基本的方針

##### (1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(情報政策課、保健福祉部、教育委員会)

- ② 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係機関との情報提供・共有を円滑に行う。また、必要に応じて、県や他の市町等との情報共有を行う。
- ③ 市は、国又は県等が定めた感染症の発生状況等に関する公表基準に従い、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- （情報政策課、健康政策課）

## (2) 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国等が作成するQ & A等を踏まえ、相談窓口等を継続する。相談窓口等に寄せられた質問事項等については、国や県等と共有し、情報提供・共有する内容に反映する。
- ② 市は、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- （情報政策課、健康政策課、関係部局）

## (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別、ハラスメント等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等や国及び県の発信する情報を踏まえつつ、市民に対し適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

（政策推進課、情報政策課、健康政策課）

## 3-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関して必要な情報提供・共有を行う。

（健康政策課）

### 3-3. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

#### (1) 封じ込めを念頭に対応する時期

市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられるが、市民等の不安が高まると、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、

- ・ 偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること
- ・ 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与すること
- ・ 県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、これらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること
- ・ 事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること

等について、国及び県等から提供される情報等も踏まえ、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

（政策推進課、情報政策課、健康政策課）

#### (2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

##### ① 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、国及び県等から提供される情報等を、市民に分かりやすく提供・共有する。

（健康政策課）

##### ② こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、国及び県等から提供される情報等を、市民に分かりやすく提供・共有する。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、年齢層や言語等に応じたマスメディアやソーシャルメディアを利用し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

（情報政策課、保健福祉部、教育委員会）

#### (3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、市は、国及び県等から提供される平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に周知・広報を行う。また、個人の判断に委ねる感染症

対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、市は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

(情報政策課、健康政策課)

## 第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、国及び県は特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

### 第1節 準備期（平時）

#### 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

#### 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

(1) 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、発生に備え準備等を行うことの必要性について理解促進を図る。

（健康政策課、関係部局）

(2) 市や学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター※に連絡し指示を仰ぐことや、

感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットの徹底について、平時から理解促進を図る。

(健康政策課、教育委員会)

1-2. 学校、保育施設等における対策の検討・準備

市が設置している学校・保育施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄などの準備を行う。

(保健福祉部、教育委員会)

## 第2節 初動期

### 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市は、市内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### 所要の対応

#### 2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国及び県からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(総務課、全庁)

#### 2-2. 学校、保育施設等における対策の開始

市が設置している学校・保育施設等における感染対策について、必要に応じて、その対策を開始する。

(保健福祉部、教育委員会)

## 第3節 対応期

### 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

### 所要の対応

#### 3-1. 市内でのまん延防止対策

##### (1) 市の対応

市は、国及び県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応を行う。

(総務課、全庁)

##### (2) 市民に対する要請等

###### ① 外出等に係る要請等

市は、市の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛要請を行う。

(健康政策課、関係部局)

###### ② 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

(健康政策課)

#### 3-2. 学校、保育施設等における対策の継続

市が設置している学校・保育施設等における感染対策について、必要に応じて、その対策を継続する。

(保健福祉部、教育委員会)

#### 3-3. 緊急事態措置

(1) 市は、市の区域において緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部長は、市内に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

(2) 市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。

(健康政策課)

## 第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、関係機関は連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時における接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

### 第1節 準備期（平時）

#### 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 所要の対応

##### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材の準備

市は、平時から予防接種に必要となる資材（市対策マニュアルで具体的に記載する。）の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

（健康政策課）

##### 1-2. ワクチンの供給体制

市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県と連携の方法及び役割分担を協議し供給体制を構築する。また、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの分配を円滑に行える体制を構築する。

（健康政策課）

##### 1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種<sup>※</sup>の場合）

特定接種の対象となり得る者に関する基準について、国が決定する基本的考え方を、市民等に対し、十分理解が得られるよう周知する。

(1) 登録事業者の登録に係る周知

市は、県と連携し、特定接種について、登録事業者を管理する特定接種管理システム（厚生労働省）への登録作業について周知し、対象事業者の登録を促進する。

（健康政策課、関係部局）

(2) 登録事業者の登録

市は、県と連携し、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力等を行う。

（健康政策課、関係部局）

1-4. 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、那須郡市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行う。

（健康政策課、那須郡市医師会）

(2) 特定接種

① 市は、国及び県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員や登録事業者に集団的な接種を基本として、円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

② 市は、特定接種の対象となり得る市職員を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

（総務課、健康政策課）

(3) 住民接種※

市は、国及び県が整理する住民接種の接種順位に関する基本的な考え方等を踏まえ、平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、国及び県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

（健康政策課）

② 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

（情報政策課、健康政策課）

- ③ 市は、速やかに接種できるよう、那須郡市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(保健福祉部、教育委員会、那須郡市医師会)

#### 1-5. 情報提供・共有

市及び県は、国が実施する予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制等の基本的な情報提供について、協力して市民等への周知を図る。

(健康政策課)

#### 1-6. DXの推進

市は、国が整備する情報基盤を活用し、新型インフルエンザ等が発生し、接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう準備を行う。

(情報政策課、健康政策課)

## 第2節 初動期

### 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

### 所要の対応

#### 2-1. 接種体制

##### (1) 接種体制の準備

市は、国及び県が整理する特定接種又は住民接種に関する接種の優先順位の考え方を踏まえ、接種体制等の必要な準備を行う。

(健康政策課)

##### (2) 国及び県が提供する情報の収集

市は、国及び県が提供するワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を収集する。

(財政課、健康政策課)

##### (3) 接種体制の構築

- ① 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- ② 市は、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種困難者等の接種体制については、関係団体と連携して接種体制を構築する。

(保健福祉部)

##### (4) ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時に準備したワクチンの接種に必要な資材について、適切に確保する。

(健康政策課)

#### 2-2. 情報提供・共有

- (1) 市は、接種会場や接種対象者等の予防接種に関する情報について、市民に提供する。
- (2) 市は、県営接種会場が設置される場合の接種会場や予約方法等、県から提供される情報について、市民に提供する。

(健康政策課)

### 第3節 対応期

#### 目的

国が確保したワクチンについて、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### 所要の対応

##### 3-1. 接種体制

##### (1) 接種体制の構築及び円滑な接種体制の整備

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合等、国が決定する追加接種等の方針に対し、混乱なく円滑に接種が進められるように、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。
- ③ 市は、国が公表する接種回数等について、市民等に情報提供・共有する。

(健康政策課)

##### (2) 特定接種

##### ① 市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定<sup>43</sup>した場合において、市は、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用<sup>44</sup>に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(総務課、健康政策課)

##### ② 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(健康政策課)

43 特措法第28条

44 備蓄しているプレパンデミックワクチン<sup>\*</sup>が有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザに対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

(3) 住民接種

① 住民接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

(健康政策課)

② 住民接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(健康政策課)

③ 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国及び県からの要請を受けて、国及び県に接種に関する情報提供・共有を行う。

(健康政策課)

④ 接種体制の拡充

市は、接種状況及び感染状況等を踏まえ、必要に応じて市民協働ホール等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を確保する。

(保健福祉部)

⑤ 住民接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(健康政策課)

3-2. 健康被害に対する救済制度の周知等

(1) 市は、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合の予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(2) 被接種者等から予防接種健康被害救済申請があった場合は、大田原市予防接種健康被害調査委員会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、県を通して国へ進達し、その結果に基づき給付を行う。

(健康政策課)

### 3-3. 情報提供・共有

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- (2) 市は、県営接種会場が設置される場合の接種会場や予約方法等、県から提供される情報について、市民に提供する。
- (3) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

（情報政策課、健康政策課）

## 第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、県は、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、濃厚接触者<sup>※</sup>や患者に対し、体温その他の健康状態についての報告や、外出自粛などの協力を求めることがある。その際、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給を行うこととなる。

### 第1節 準備期（平時）～初動期

#### 目的

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報を収集する体制を平時から構築する。また、県が実施する健康観察に係る応援派遣体制の検討や消防本部による患者等の搬送が可能な体制を整備する。

感染症に係る情報を市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

#### 所要の対応

##### 1-1. 健康観察に係る人材の確保

市は、県が実施する健康観察<sup>45</sup>に協力する場合の人員などの応援派遣体制<sup>46</sup>について、検討する。また、県が実施する研修・訓練に参加し、人材の育成を図る。

（健康政策課）

##### 1-2. 消防本部による患者等の搬送

市は、新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、那須地区消防本部による患者等の搬送が可能な体制を整備する。

（危機管理課、健康政策課、那須地区消防本部）

45 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めることをいう。

46 感染症法第44条の3第9項及び第10項

1-3. 市民等への情報提供・共有

市は、県等と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

(情報政策課、保健福祉部、教育委員会)

## 第2節 対応期

### 目的

地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

### 所要の対応

#### 2-1. 有事体制への移行

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報収集、事業の一元化等の対応により、県と連携して対応する。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に対する市民の理解の促進を図るために必要な情報を県と共有する。

（健康政策課）

#### 2-2. 健康観察及び生活支援

- (1) 市は、職員の応援派遣等の方法により、県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する<sup>47</sup>。

（健康政策課）

#### 2-3. 消防本部による患者等の搬送

市は、新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、那須地区消防本部による患者等の搬送を実施する。

（危機管理課、健康政策課、那須地区消防本部）

#### 2-4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 市は県等と連携し、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

47 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

- (2) 市は県等と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。
- (3) 市は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う市等での対応の縮小について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

（情報政策課、保健福祉部、教育委員会）

## 第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じることが重要である。

### 第1節 準備期（平時）～初動期

#### 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市等は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 所要の対応

##### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

(1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>48</sup>。また、対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>49</sup>。

（危機管理課、健康政策課、関係部局）

(2) 那須地区消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

（那須地区消防本部）

48 特措法第10条

49 特措法第11条

## 第2節 対応期

### 目的

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

### 所要の対応

#### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

(危機管理課、健康政策課、関係部局)

#### 2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携し、国や県、他市町が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める<sup>50</sup>。

(危機管理課、健康政策課、関係部局)

---

50 特措法第51条

## 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

### 第1節 準備期（平時）

#### 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、国や県と連携し自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

市及び県は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

（全庁）

##### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者や障害者をはじめとするデジタル機器やサービスに不慣れな方や外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

（情報政策課、関係部局）

##### 1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

###### (1) 業務継続計画の策定の勧奨

市は、県と連携して、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の

短縮等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求める。

(商工観光課、健康政策課)

## (2) 柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨

市は、県と連携して、国の方針等を踏まえ、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が推奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう推奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

(商工観光課、健康政策課)

### 1-4. 物資及び資材の備蓄<sup>51</sup>

(1) 市は、市行動計画に基づき、第6章物資第1節(準備期～初動期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な物資等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>52</sup>。

(2) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時においてマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

(危機管理課、健康政策課、関係部局)

### 1-5. 要配慮者等の生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国及び県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を協議する。

(保健福祉部)

### 1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(生活環境課)

51 特措法第10条

52 特措法第11条

1-7. 災害時の避難所における感染症対策の検討・準備

市は、災害時の避難所における感染症対策について、平時から検討し、必要に応じて、物資の備蓄など対策の準備を行う。

(危機管理課、保健福祉部)

## 第2節 初動期

### 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

### 所要の対応

#### 2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

- (1) 市は、国及び県と連携して、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- (2) 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

(商工観光課、健康政策課)

#### 2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、県と連携して市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

(商工観光課、健康政策課、関係部局)

#### 2-3. 埋火葬の体制等の整備、火葬・安置の実施に向けた準備

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(生活環境課)

### 第3節 対応期

#### 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

#### 所要の対応

##### 3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

###### (1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル<sup>\*</sup>予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

（保健福祉部、教育委員会）

###### (2) 要配慮者等の生活支援を要する者への支援

市は、国及び県からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（保健福祉部）

###### (3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>53</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

（教育委員会）

###### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国及び県と連携して、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

53 特措法第45条第2項

- ② 市は、国及び県と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。
- ④ 市は、国及び県と連携して、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる<sup>54</sup>。

（商工観光課、健康政策課、関係部局）

#### （5）埋火葬の体制等の整備、実施

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬場の火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

（生活環境課）

### 3-2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### （1）事業者に対する支援

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる<sup>55</sup>。

（財政課、商工観光課、関係部局）

54 特措法第59条

55 特措法第63条の2第1項

(2) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、必要な措置を講じる<sup>56</sup>。

- ① 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置 (上下水道課)
- ② 市営バスの運行を適切に実施するため必要な措置 (生活環境課)
- ③ 広域クリーンセンター大田原の業務を継続するため必要な措置 (生活環境課)

---

56 特措法第52条及び第53条

## 大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画 用語集

頁	用語	内容
2	インフルエンザ	インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感、筋肉痛などの症状を引き起こすが、他の呼吸器感染症等と見分けることは難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もある。 インフルエンザウイルスに感染してから発症までの期間（潜伏期間）は、季節性インフルエンザであれば1～5日であるが、感染しても発症しないこともある（不顕性感染）。主な感染経路は、飛沫感染と接触感染※であり、潜伏期間中や不顕性感染で症状がない場合でも他の人への感染はあり得る。
	接触感染	皮膚と粘膜、創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路をいう。例えば、患者の咳(せき)、くしゃみ、鼻水などに含まれたウイルスが付着した手で机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を他者が触れ、かつその手で自分の目、口、鼻を触れることによってウイルスが媒介される。
	インフルエンザウイルス	インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。 平成21年に確認されたインフルエンザ(H1N1)2009、季節性インフルエンザのA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)は、これらの亜型を指している。
	パンデミック	感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。
	感染症(かんせんしょう)	ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。

頁	用語	内容
2	感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
	病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
	指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。
	新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。本市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

頁	用語	内容
2	緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
3	患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
6	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
8	季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
	新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
9	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
11	基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
13	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
17	医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される医療提供体制確保のための協定。

頁	用語	内容
17	検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講じるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
	感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
	予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
	医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
	患者等	患者及び感染したおそれのある者。
18	個人防護具(PPE)	PPE(Personal Protective Equipmentの略)は、マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成された防護具をいう。 特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じて適切なPPEを準備する必要がある。
	感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資。
	業務継続計画(BCP)	BCP=Business Continuity Planの略。不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

頁	用語	内容
18	登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。病院、介護保険施設等（厚生労働省HPの「特定接種管理システム公表データ」を参照）。
20	サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
24	特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
27	緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
28	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
31	健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
39	相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
44	特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

頁	用語	内容
45	住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
48	パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
	プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザ※ウイルスを基に製造されるワクチン。
	鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症で、このうち、ニワトリなどの家きんに対して高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。
51	濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
61	フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。